

特 許 庁

交流派遣（国 → 民間企業）

① 交流派遣したいと考えている職員のクラス（年齢）、人数等

室長級４名（特許審査官・審判官；４０歳代）

（令和２年度内派遣予定）

② 交流派遣を希望する業種、業務内容等交流派遣先企業に求める条件

以下のいずれかの業務に従事させたいと考えております。

(a) 企業における特許等の知的財産活動の企画立案等業務（業種は不問）

(b) 金融機関等における知財金融業務(注)

(注) 金融機関が、中小企業の知恵や工夫を中心とした経営資源を、知的財産に着目して理解した上で、事業や経営の支援を行うこと。

③ 府省のPR及び人事担当者からの一言

特許庁では、産業財産権の適切な付与や産業財産権施策の企画立案等、産業の発展に向けた取組を積極的に進めております。特に近年は中小企業等の事業について知財の観点から評価・成長支援提案をする知財金融促進事業も実施しております。このような取組の実施に当たっては、交流派遣で民間企業に勤務し、民間企業の実態やニーズを実感することが重要と考えています。的確な知的財産行政実施のため、ぜひとも交流派遣の受入れに御協力ください。